

「屋敷地共住集団」再考

——東北タイ・ドンデーン村の追跡調査（中間報告）——

口 羽 益 生*・武 邑 尚 彦**

A Reconsideration of "Multihousehold Compound" in Don Daeng Village, Northeast Thailand

Masuo KUCHIBA* and Takahiko TAKEMURA**

"Multihousehold compound" is the concept presented by Koichi Mizuno on the basis of his survey as the core structure of the social system of the village. It is a kin grouping composed of two or more households of parents' and their married daughters' families, and its structural features are their living together in a compound, joint farming, and close cooperation in daily life. This type of group appears as a phase of the family developmental cycle, which is characterized by uxori-local residence and an inheritance pattern which emphasizes female devisees.

Having surveyed the village for six months in 1981, we have found that some of the points made by Mizuno are misleading: (1) the compound is

not intrinsically related to such a grouping; (2) the native concept of *sum*, which is not mentioned at all by Mizuno, is used by the villagers to represent close kin relationships; (3) close kin in this category are strongly expected to help each other in various aspects of daily life; (4) the parent-daughter cooperative relationship is basically one of the cooperative relationships among *sum* and is closely related to the uxori-local residence rule; (5) although the parent-daughter relationship is the salient feature of the cooperative system, the system is not restricted only to that relationship; (6) the close kin relationship is intrinsically dyadic with flexible bilateral features; and (7) the pattern of inheritance reflects this relationship.

I は じ め に

I-1 「屋敷地共住集団 (multihousehold compound)」という概念は、水野浩一¹⁾が東北タイ農村ドンデーン (Don Daeng) 村²⁾の社会構造を理解するための核心となるものとして、現地調査の結果、提示したものであ

る。それはまた、タイ社会の基本的な構造を捉えるための、水野の研究の中核となる概念でもある。水野の諸研究の特徴と問題点については、すでに坪内良博 [1980], 口羽益生・前田成文 [1980], 北原淳 [1981] の諸論文にかなり詳細に論述され、水野の分析視角の問題点はほぼ指摘され尽くされているが、われわれはその後、ドンデーン村の社会学的追跡調

* 龍谷大学文学部 ; Faculty of Letters, Ryukoku University, Shichijo Ohmiya, Shimogyo-ku, Kyoto 600, Japan

** 滋賀県立短期大学家政学科 ; Department of Home Economics, Shiga Prefectural Junior College, 1900 Hassakacho, Hikone-shi, Shiga-ken 522, Japan

1) 慣例に従い、敬称を省略する。

2) 水野は、この村をドンデーンと表記しているが、グの音は鼻にかかって強くないので、後述の研究プロジェクトでは、ドンデーンと表記を統一することになった。本論においても後者を用いる。

査を行い、水野の指摘した諸点を現地で確かめる機会を得た。³⁾ 地元の方言を解する通訳を介して、村内176の世帯主全員との面接調査や、主なインフォーマントからの聴取り調査を行い、かなりの量の資料を得ることができた。⁴⁾

この追跡調査の主目的は、農学系研究者との共同研究によって、自然と村落の社会経済構造との関係を集約的に解明することのほかに、水野の調査研究の足らざる部分を補い、水野の1964～1965年の調査結果に基づいて、主にその後の村落構造の変動を解明することであった。ところが、現地調査において、われわれは、水野が提示した概念が果たしてドンデン村の社会構造の核心となるものかどうかについて、疑問に思われる、いくつかの点に気づいた。この問題点の方向性については、すでに上記の3論文にほぼ示されているが、現地の資料による問題点の確認はなされていない。

本論においては、水野の屋敷地共住集団論の問題点について、調査村で得られた若干の資料を用いて指摘し、それが後述する水野の全体的な研究の展望において、どのような意味を持つものであるかを明らかにし、タイ社会の研究者からの教示を得る素材にしたい。そのためにまず、(1)調査村の概要と、(2)水野の調査分析の狙いと要点を概括しておきたい。

- 3) この調査は京都大学東南アジア研究センターの企画による文部省科学研究補助金海外学術調査「タイ国村落構造の動態的研究——20年間の追跡調査」計画（代表石井米雄）によるものであり、1981年7～12月の6カ月間にわたって行われた。口羽の調査期間は7月20日から9月19日までの2カ月間であり、武邑の場合は7月20日から12月30日までの約5カ月間である。
- 4) 本論で用いられる統計資料の収集は、われわれ以外に、タイの Prasert Yamklinfung, 舟橋和夫の共同で行われたものである。

I-2（調査村についての概要） ドンデン村は、バンコクから約450 km離れたタイ東北部の中心都市コンケー（Khon Kaen）の近くに位置している（図1参照）。行政的にはコンケー県ムアング（Muang）郡ドンハン（Don Han）行政区の1村である。図2が示すように、この村はコンケーから高速道路に沿って南下し、タープラ（Tha Phra）という田舎町から東に入り、サワン（Sawang）村を経て北上した地点にある。コンケーから村までの道路沿いの距離は約19 kmである。

村は図3のように塊村状をなしており、南側に小学校、北側に講堂、僧房、建築中の布

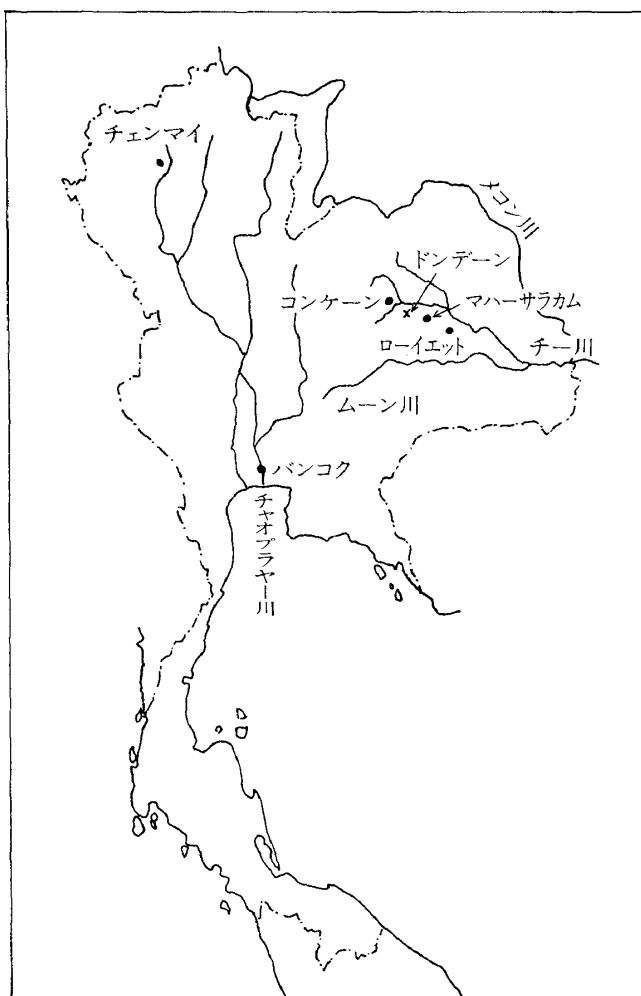


図1 調査地ドンデンの位置

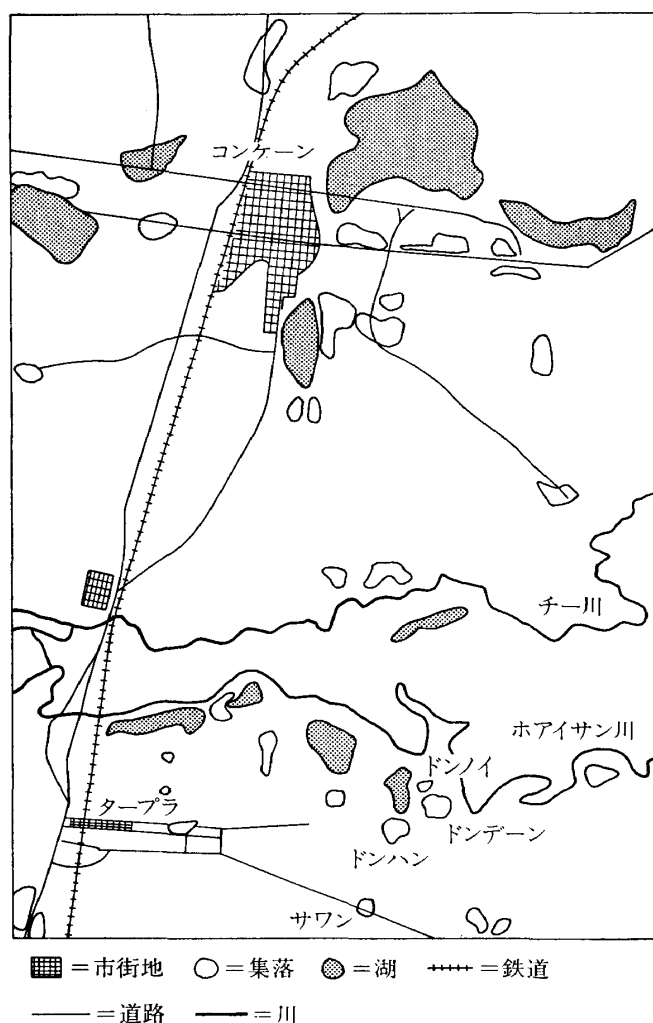


図2 ドンデーン村とその周辺

薩堂と僧侶が沐浴する池からなる寺院 (wat) がある。寺院はドンデーン村とその枝村ドンノイ (Don Noi) 村との共同の管理下にあり、小学校にはドンノイ村の児童も通っている。村内の碁盤状の道路は、1942年に村には道路がなくてはいけないという当時のピブン首相の発想のもとに造られたものである。

この村は約120年前、東方のマハーサラカム (Maha Sarakham) やローイエット (Roi Et) からの移住者によって開拓された村で、住民はラオ

系のタイ人である。言語は中部タイの標準語とはかなり異なり、イサーン語と呼ばれている。

この地域の自然の特徴は凹凸状の多い高原地形である。村は高みにあり、村の周辺に多いノング (ngong) と呼ばれるすり鉢状のくぼみに水が溜まり、小さな湖沼が多い。ノングの低地の軽斜面に筆面積の非常に小さい多くの水田があり、高地部分には畑、川沿いには菜園がある。天候は雨季と乾季に分かれ、5～10月が雨季で、この時期に稲が栽培される。主食は糯米である。

上記の地形のために、降雨の多い時には、低地の水田は水没し、降雨の少ない時には、高地の水田は干涸びて不作となり、水稻作の収量はきわめて不安定である。通常、3年に1度の割合で洪水があるといわれている。米はほとんど自家消費用に用いられ、次の収穫に豊作が確認されるまでは、余剰米は売却されずに保存される。不安定な稲の収量のために、農民は化学肥料を稲作には全く使わない。

水野が調査した1964年ごろには、村からコンケーンやタープラへ行くための交通の便は非常に悪かった。換金作物とし

表1 世帯主の職業構成

世帯主の職業	1965	1981
農 家	126 (95.5%)	111 (63.1%)
非 耕 作 地 主	2 (1.5)	17 (9.6)
賃 金 生 活 者	3 (2.3)	28 (15.9)
商 業	—	9 (5.1)
職 人	—	3 (1.7)
家 畜 飼 育	—	1 (0.6)
主 婦	—	1 (0.6)
無 職	1 (0.7)	6 (3.4)
	132 (100.0%)	176 (100.0%)

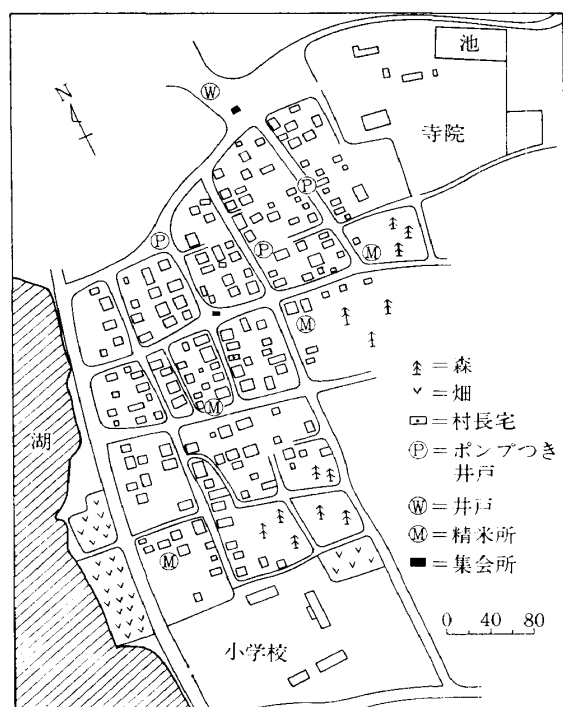


図3 ドンデーン村略図

ては主にケナフが作られるだけであった。現在では、コンケンまで、小型トラックに屋根と座席を取りつけた小型バスが、1日4便運行されている。それが運行されるようになったのは1975年である。1976年には電気もきている。

バスが運行されるようになってから、村は急速に変貌した。換金作物としての野菜、特にとうがらしが積極的に栽培され、家畜(牛、水牛、競馬用の馬、豚)の飼育は盛んになり、町での就労機会は増加し、町への通勤者の数も増加した。村の人口は810人(1965)から910人(1981)に増加し、戸数や世帯主の職業の変化は、表1に示す通り、賃金生活者や商業従事者が急増している。

II 水野の分析視角と問題点

II-1 (調査研究の狙い) 水野のドンデーン村調査は、1964年5月から1965年4月まで

と、1965年11月から1966年7月までの間、2回行われている。最初の調査では村に8カ月住み込み、2回目にはコンケンから村に6カ月間通って調査が行われている。この調査研究の展開を振り返ってみると、彼の研究には二つの主要な狙いがあるように思われる。その一つは、タイ村落一般の基本構造を理解するための手がかりを得るために、村の社会体系の基本的な構造の特徴を把握すること、他の一つは、その基本構造のうちに、タイ社会に固有な集団の組織原理を読み取ることにあった。

前者には、Jhon F. Embree がタイ社会を loosely structured social system と特徴づけて以来、タイ社会研究者の間で論議されている問題に対して、社会にはそれぞれ固有の基本構造があるという観点 [Mizuno 1971 : 239] から、タイ村落の基本構造を解明することによって寄与したいという背景がある。そのような基本構造の解明は、タイの他の村落の解明のみならず、村落の変動の理解にも基本的に重要であるという視点を、水野は持っている [ibid. : 250-256]。

後者の狙いは、水野の初期の研究には必ずしも明確に表現されていないが、1975年の論文「稲作農村の社会組織」に、はっきりと打ち出されている。この視点は、微視的レベルでの基本的な集団構成の動態の集約的な分析を通じて、最小限に重要であると思われる集団形成の原理を抽出し、集団の原組織または組織原理(集団の形成や正当化の原理)⁵⁾ [Sakuta 1978] を確認し、それを他の諸集団において検証し、ある社会における組織原理一般を捉えようとするものである。

水野の前者の狙いは「屋敷地共住集団」に、後者の狙いは「親元組織」[1975 : 82] という概念のもとに結実されている。前者はド

5) 作田啓一の「組織原理」に近い。水野は「原組織」という用語を用いている。

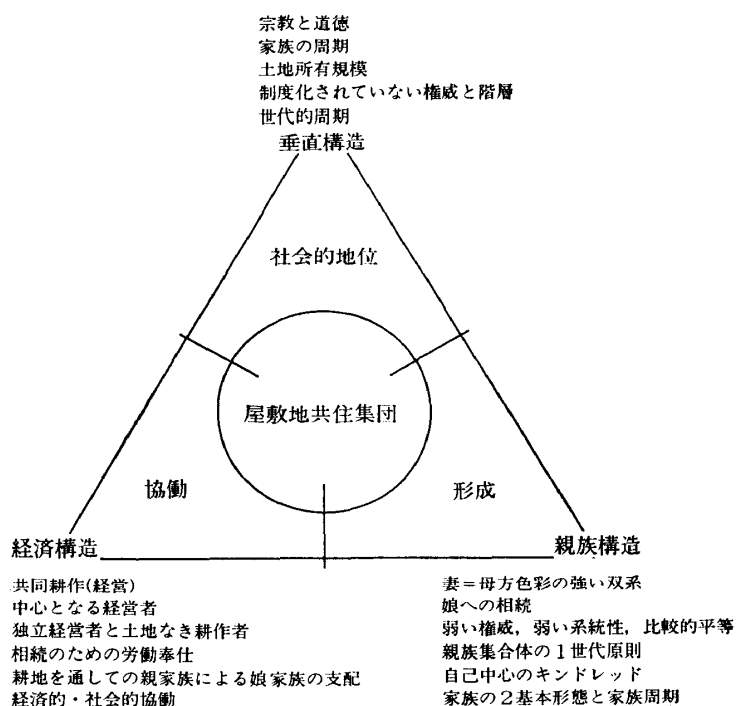
ンデーン村の調査分析の所産であり、早くから英文の論文で報告され [1968], タイ村落研究者の間で注目された。後者は、その後あまり進展をみなかった仮説ではあるが、水野のタイ社会への洞察の深さを示す成果の一つである。

この二つの成果は、いずれもドンデーン村の調査研究を起点としている。筆者は水野の研究のこの成果を踏まえて、ドンデーン村の社会学的追跡調査を行なったのであるが、水野の捉えた事実には間違いはないとしても、その事実を把握する際の社会的範疇の捉え方において、水野と村人との間にずれがあることに気づき、村全体の構造を理解するための展望を得るのに手間取ってしまった。

しかも、坪内の指摘にもある通り [1980 : 181], 「屋敷地共住集団」と「親元組織」とは、同一の論理的展開を示す線上にあるべきものであるにもかかわらず、その間には論理のかみ合わない部分がある。この部分は、土着の概念を捉える際の水野と村人とのずれに起因するもので、村の基本的社会構造の性質に関する水野と村人の解釈のずれと関連しているように思われる。

つまり、「屋敷地共住集団」は村人の一次的解釈からしても、対人関係に、その基本的組織原理があるように思われるのだが、水野はこれを集団の概念を中軸として捉え、「親元組織」の原理を捉える際には、後述するように、対人関係の概念を軸にしている。

II-2 (分析の枠組) ドンデーン村の調査研究に際しての水野の目標は、「村の社会体系の構造モデルとその構成要素」の発見にあった [1971 : 240]。その構造モデルは図4によ



出典 : Mizuno [1971 : 288]

図4 ドンデーン村の構造モデル

って示される。この図が示すように、水野は村の社会体系には、三つの構造局面と、それらを支えている諸要素があるとする。

経済構造の特徴は、別居している親・娘世帯の共同耕作と、それによって生ずる親に從属した土地なき耕作農家(娘夫婦の世帯)である。親族構造の特徴は、婚姻後の妻方居住制と、その居住制の故に母方との親密な関係がみられる双系制であり、これに農地の相続のあり方と家族周期が絡んで、屋敷地共住集団の形成・展開・消滅の母体となる点にある。村の垂直構造(社会階層)は、構造的に共同耕作、農地の所有規模、家族周期と関連している [ibid. : 242-245]。

村の全体構造は、上記3構造局面の諸要素の相互関係によって構成され、それらすべては屋敷地共住集団に収斂される。このように、屋敷地共住集団の理解がドンデーン村の全体構造の理解の鍵となるので、水野はこの村の基本構造を「屋敷地型社会構造 (com-

pound-type of social structure)」と呼ぶ [ibid. : 245]。

II-3 (屋敷地共住集団) 水野によれば, 屋敷地共住集団には地元のイサーン語の名称はない [1968 : 845; 1975 : 65]。つまり, それは村人によって一つの社会的範疇とは意識されていないものであり, 水野の分析概念である。しかし, この概念には, 水野自身の資料の記述からみても, 誤解を招きやすい面がある。その構成世帯は必ずしも屋敷地内に居住するものに限定されていないからである。

水野によれば, 屋敷地共住集団は, 親族関係と共同耕作によって結合される2世帯以上によって構成される一種の農業共同組織 (a kind of agricultural cooperation) である。その構成世帯は, 多くの場合, 同一の屋敷地に共住するか, または隣接する居住地に住み, 若干の場合は構成世帯が村の中に散居している [loc. cit.]。水野が説明のために挙げる六つの主な事例においても, 同一屋敷地に共住する例はない [1981 : 92-95]。屋敷地共住集団にとって重要なことは, 屋敷地ではなく, 親族関係と共同耕作のようである。

一般的にいて, 構成世帯は親と子の世帯, 特に親と娘の世帯である。水野の調査によれば, 村の中には19の屋敷地共住集団があり, 2世帯構成は13, 3世帯構成は5, 4世帯構成は1であるが, これらの事例は, 厳密な意味で, すべて同一屋敷地に共住する世帯の事例ではないことは上記の通りである。構成世帯は各自の家屋に住み, 家屋は別になっているが, 農地を共同耕作し, 日常のあらゆる生活分野でできる限り助け合う。彼らの間では「共働共食 (het nam kan, kin nam kan)」という強い共同の規範があり [1968 : 846-847], 共同感情が支配的である [1975 : 64-65]。

II-4 (妻方居住制と相続) このような屋敷地共住集団は, 家族周期の1段階ないしは1位相 (phase) として出現する [1981 : 103]。水野は, その形成要因として, 婚姻後の妻方居住慣行と農地の相続分与の方法を考えている。

婚姻した夫婦は, 一般的には婚姻後少なくとも2~3年間は, 妻方の親と同居し, 親の農事を助ける。その間, 夫は妻方の親への奉仕に努め, 何ごとにも控え目な態度を示す。同居数年ののち, 夫婦はしばらくの間, 妻方の家の側に新居を構えるが, 夫の生家の近くに住むこともあれば, 他出することもある [同上書 : 87]。

主要な財産である水田の相続分与の方法については, 伝統的には息子よりも娘に多く与えられるが, この点については村人の間では特にはっきりした考え方があるわけではないと水野はいう [1971 : 88]。水野の意見調査によれば, 娘に多く与えると答えた者44人, 男女平等に与えるとした者47人である。娘相続より男女均等分相続を望ましいとする意見が若干多い。⁶⁾

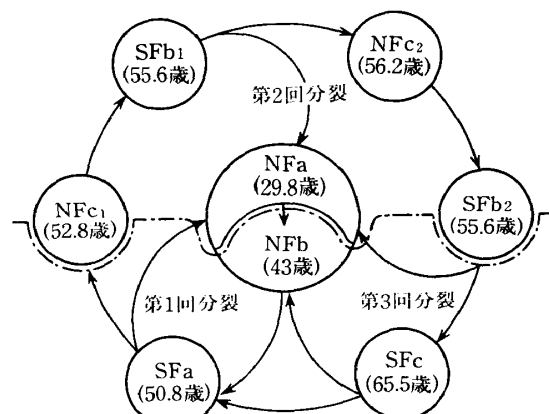
しかし, 水野は6事例をやや詳細に分析して, 相続方法についての一般的傾向を次のように概括する。(1)ほとんどの娘が水田の分け前にあずかるが, 離村した娘の分け前は少ない。(2)村内で親と同居の期間が長い者ほど分け前は多く, 特に末娘の相続分が多い。(3)耕地が少ない場合は, 姉が妹たちに自分の相続分を譲る。(4)息子の場合は, 特殊な事情がない限り, 水田の分け前はなく, その代り水牛や牛1頭または若干の金をもらう。その時期は結婚後間もなくである。(5)水田の相続分割譲渡の時期は, 両親が60歳を過ぎて実際に働けなくなってからであるが, 分割予定地は結

6) 水野の意見調査の事例数は, 男女均等分相続を望む47 (47.5%), 娘相続を望む44 (44.4%) と不明8 (8.1%) である [1981 : 95-96]。

婚後幾年か過ぎれば決まり、分割されなくとも、その土地に対して責任を負わされる [1981 : 99]。

末娘が結婚して独立するころには、親も老齢化しているので、末娘が自然に親と同居して老親の世話をする立場に立つ。親が経営主の立場から退いたころ、農地は娘たちに譲渡されるが、親の老後を世話する末娘は、自分の分け前のほかに親の取り分を相続し、親の家屋と屋敷地をも相続する [同上書 : 122]。

II-5 (家族周期) 上記の妻方居住制と農地の相続の方法により、ある固有の家族周期がみられる。水野はこの家族周期の展開を、図5のようにみごとに整理された図式で示している [同上書 : 121]。この図式は論理的に非常によく整えられているが、問題がないとはいえない。たとえば、水野によれば、NFa



NF: Nuclear Family, SF: Stem Family
出典：水野 [1981 : 121]

図5 家族の周期 (タイ)

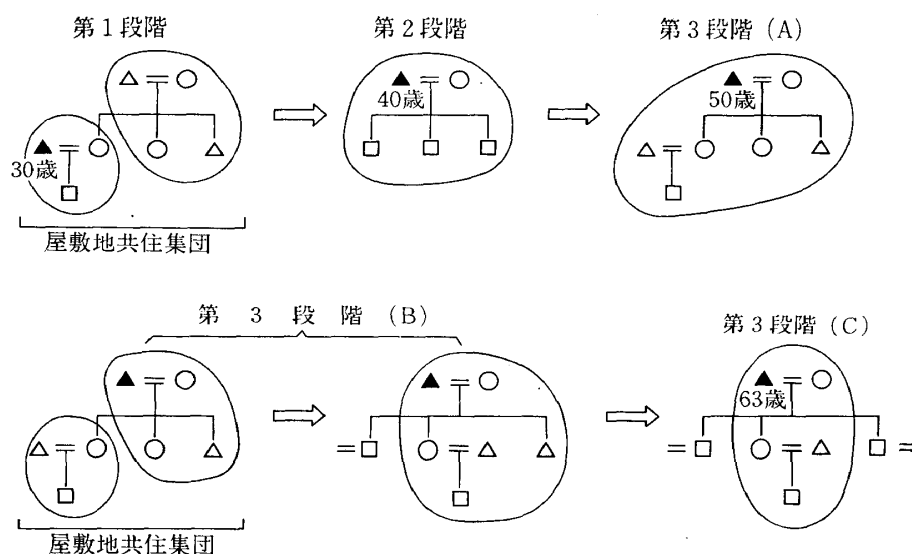


図6 家族周期と屋敷地共住集団

と NFc₁ または NFc₂ は屋敷地共住集団を構成するが、SFb₂ からの第3回の世帯の分裂によって生ずる NFa のみは、SFc と屋敷地共住集団を構成することになる。家族周期のこの段階では多くの場合そうなるのか、あるいは SFb₂ のあとに NFc₃ も考えられるのか。NFc₃ が省かれているのは図式の美的構成のためか、それとも事例数が少ないためか。図式の論理からいえば、NFc₃ が必要のように思える。⁷⁾ また、この図式では、末娘世帯は常に分裂しないで SFc に組み入れられることになるが、果たしてそういえるのかどうかというような問題もある。

水野はさらに家族周期の展開の特徴を3段階に分けて説明している [1975 : 67] が、他の地域の研究者にとっては、この説明の方がむしろドンデーン村の家族周期の固有の特徴を容易に理解させてくれる。その展開過程を図示すれば、図6のようになる。

第1段階では、世帯主は30歳前後であり、核家族を構成する。世帯主の世帯は、妻の親との同居期間を終えて独立家屋に居住してい

7) この点については、北原 [1981 : 95-96] も指摘している。

るが、自分の農地を持たないので、妻の親と共同耕作を行う。第2段階では、世帯主は40歳前後であり、子供は未婚の状態であるが、妻の親は年老い、あるいは死亡して、農地の相続も受け、独立した農家となる。第3段階では、世帯主は50歳以上であるが、この段階にはさらに三つの特徴ある段階がみられる。

(A)最初の娘が結婚して、世帯主と同居している段階、(B)成長した娘が順次結婚し、同居期間を経て、独立していく過程である。娘の世帯が親の世帯から放出されて別居すると、親と娘世帯の共同耕作により屋敷地共住集団が形成され、共同耕作により農家の経営規模が次第に大きくなる過程である。(C)最後の娘が結婚して親と同居する過程で、この段階では世帯主の平均年齢は63歳で、農地は娘たちに分割相続され、世帯主は共同耕作の経営者の地位から退き、残された農地を末娘夫婦とともに耕作して余世を送る [1969 : 696]。

以上のように、屋敷地共住集団は家族周期のある段階において発生し、妻方居住制と相続のあり方によって、親・娘世帯によって構成されるというのが水野の論点である。しかし、どの世帯も屋敷地共住集団を経るかどうかは、水野の記述では判然としない。

II-6 (屋敷地共住集団の集団性) 水野は屋敷地共住集団を集団として捉えているが、タイ家族の性質を日本の家族と比較の観点から分析するようになると、むしろその集団性の弱さを指摘し [1981 : 120]、屋敷地共住集団を「集団というより結合といったほうがよいかもしれない」[1975 : 65, 82注]と反省している。

事実、ドンデーン村の研究以後の水野のタイ家族一般の理解には、その集団性の強さを否定する見方が強い。たとえば、タイ家族について水野は次のように述べる。

「タイ的家族は社会生活の単位となりえても、村落や社会が構造化される単位とはならない。外に対してばかりでなく、内部の構造も弱い。父親の権威を絶対視する考え方はなく、成員を律する役割規範は明確さを欠き、相互の関係は比較的平等主義的である。そして成員は、統制力の弱い家族という集団を前にして比較的自由で、それぞれ相対的独立性を保っている。タイ人にとって家族は個人を超越した集団としてではなく、現に生存する親子、夫婦、兄弟姉妹などの『2人関係』の累積体として認識されているにすぎない。そして損得相互依存の感覚、相互に相手を思う気持を価値ありとする『間柄の論理』、および仏教的心像がかもした価値観が家族内の秩序をかたどる一般的原理を構成している」[1981 : 110]。

タイ家族が「統制力の弱い家族」であり、成員は「相対的独立性を保っている」のであれば、どうして屋敷地共住集団のように強い共同感情が生まれるのであろうかという疑問も出てくる。また、水野の調査事例では、屋敷地共住集団を構成する親・子世帯の子の世帯には、娘の世帯のみではなく、息子の世帯も含まれている事例もあるが、水野の説明では、親・娘間の関係のみが強調されて、親・息子間の事例は一般の説明から捨象されている [同上書 : 91-95; 1968 : 845]。もしも成員相互の関係が「比較的平等主義的である」のであれば、なぜ娘のみが強調されるのか。この点についての屋敷地共住集団の性格が水野の記述でははっきりしない。

II-7 (親族構造) 屋敷地共住集団の形成母体である親族組織の特徴も、集団性の弱いものである。それについて水野は次のように述べる [1969 : 695]。親族組織は基本的に双系親族 (yaat phii nqong) であり、特定の個人

を中心にして、父系・母系の双方の親族を含む範疇である。個々人の双系親族は合致せず、部分的に重なり合うに過ぎない。親族の範囲は第2いとこまでの血族とその家族を含み、親族組織の秩序で強調されるのは年齢である。古い世代の最年長者がもっとも尊敬される。

個人の双系親族は地域的には、村内のみならず、隣接村や時には遠く隔たった村にまで広がっている。村人は多くの親族を村内に持ち、各人の親族は互いに重なり合うから、村人のほとんどすべてが、何らかの親族関係を通じて相互に関係づけられうる。したがって、村が一つの親族集団を構成したり、いくつかの親族集団に環節化されることはない。個々人の双系親族の重層性の故に、「村とは個々の村人がもつ双系親族の連鎖的累積体である」[1975: 63]。

とはいえ、この親族にも社会的境界が全くないわけではない。それはまた相互扶助が期待される範囲である。得度式、冠婚葬祭、喜捨行事が親族共同の機会であり、田植え、稲刈りの労働力の提供も親族組織の経路を通じて求められる。水野の記述にはないが、通常、このような双系親族の共同が行われるところでは、「近い親類」、「遠い親類」の範疇がみられ、共同の範囲は「近い親類」を中心に行われるが、水野はこの点についてほとんど記述していない。

また水野によれば、ドンデーン村の双系親族の構造的特徴は単なる双系制のそれではなく、妻＝母方的要素の濃厚なものである。それは妻方居住制、娘均分相続、末娘による親の扶養および家屋の相続、母方親族への親密性などによって生ずるものである [1969: 695-696]。このような親族構造が屋敷地共住集団の母体となっていると水野は、ドンデーン村の親族の構造的特徴について説明するが、母方親族間の親密な関係がどのような性

質のものであるのかについての説明はない。

II-8 (問題点) 以上が、屋敷地共住集団を中心にした水野のドンデーン村調査の分析視角の要点と問題点である。この問題点と関連する「親元組織」と村の垂直構造の問題点については後述する。屋敷地共住集団についての主な問題点を、われわれが現地で獲得した資料で検討する前に、再度要約しておこう。

(1)屋敷地共住集団では、構成世帯が同一屋敷地に共住することが基本的に重要であるのではなく、共同耕作を含めた生活上の共同がより基本的に重要のように考えられる。したがって、屋敷地共住集団という名称は適切ではないように思われる。(2)妻方居住制と農地が主に娘によって相続される慣行のために、屋敷地共住集団の構成世帯は主に親・娘世帯であるとされるが、息子世帯もそのうちに含まれないこともない。しかも、村人の意見調査では、男女に平等に農地を相続させる方が望ましいという意見が半数を超えている。なぜ親・息子の関係が捨象され、娘相続のみ重視されて、男女均等分相続は捨象されるのか。次に、これらの問題をわれわれの追跡調査資料で検討してみよう。

III ドンデーン村の追跡調査資料にみられる屋敷地共住集団の問題点

III-1 (世帯・家族・親族と屋敷地共住集団の関係) 水野の記述では、世帯、家族、親族、屋敷地共住集団の関係が判然としない。もしも水野の主張するように、屋敷地共住集団がかなり明確な集団性を持つものであれば、たとえそれについての土着の概念がないとしても、村人は何らかの形でそれを捉えているに違いない。われわれの追跡調査の最初の作業の一つは、そのことを確認することであった。かなりの村人との聴取り調査の結

果, 確認されたことは次のような諸点であった。⁸⁾

タイの標準語の家族という言葉 *khraqp khrua* は、ドンデーン村では *khqpp hien* と表現される。*Khraqp* と *khqpp* は同義の言葉で、単独で使用されることは少ないが、それには「覆う, 包む, 統治する, 所有する」という意味がある。⁹⁾ *Khrua* は「かまど」, *hien* は「家屋」を意味する。したがって、字義の上では、*khraqp khrua* は「かまどを共有する者」, *khqpp hien* は「家屋を同じくする者」と理解できる。

村人によれば、独立した家屋に住み、一応独立した生活の単位を構成する夫婦とその子女は、たとえば夫婦の親の世帯と共同耕作を営み、親の援助を受けていようとも、それは一つの *khqpp hien* である。すなわち、*khqpp hien* は明白に世帯と理解されている。「屋敷地共住集団」を構成する親と娘のそれぞれの世帯は *khqpp hien* である。親と同居している娘夫婦の世帯は、親の *khqpp hien* の成員である。この世帯を越える近親を示す土着の概念は *sum* である。

Sum の概念は水野のどの論文にも記述されていない。それはイサーン語で近親を意味する。水野が *sum* という言葉を親族の説明に全く使用していないのは、どのような理由によるのか不明であるが、次のような事実と関連があるのかもしれない。イサーン語の *s* はタイの標準語では *ch* となる。標準語の *chum* には、「連結, 人々の住み処としての巣, または人々の集合」というような意味がある

が、親族という含意はない。われわれのタイでの共同研究者で、村落研究の経験豊かなチュラロンコン大学の *Prasert Yamklinfung* は、*sum* に親族の意味があることを、最初、信じようとはしなかった。何人かの村人に確認したのちにはじめて、*sum* が *chum* とは異なった意味に使用されていることを認めたくらいである。

村人は、*sum* の意味をバナナの房のごとき親族関係を指すという。*Sum* が示す近親の範囲は村人によってかなり異なり、広狭の二義がある。狭く解する人は、夫婦、親子、きょうだいを中心にしたごく近い親族を *sum* といい、広く解する人は、親子、きょうだい、祖父母、孫、おじ・おば、おい・めい、いとこ、ふたいとこを含める。いずれの場合も、これらの近親の配偶者も含めて考えられている。

しかし、*sum* はどちらかといえば、狭義の意味に使用される方が多いのではないかと思われる点が少なくない。*Sum* と同義の言葉に *neo* と *seeng* がある。いずれも、血筋、血縁を意味する。父方、母方の血筋、系統を示す時には、これらの言葉が用いられる。血のつながりのある実の息子を指して、村人は *luuk sum* といい (*luuk* は子を意味する)、ふつうの意味での息子、または擬制的に息子という言葉を使用する場合には、標準語の *luuk chai* が用いられる。近い親族の関係を指す言葉としては、*sumdiaokan*, *neo-diaokan*, *liatdiaokan* が用いられ、特に三者のうちの最後のものは血縁の意味が強い。遠い親類の間柄を指す場合には、*phii-nqngkan* が用いられる傾向がある。¹⁰⁾ *Phii-nqng* は文字通りには「きょうだい」を意味する。

8) 1981年の調査によって収集されたわれわれの統計資料は、未だ十分な分析が加えられていないが、大凡のものは、すでに報告済みである [Fukui; Kaida; and Kuchiba 1983]。本論においては、統計資料の分析よりは、問題点の指摘に重点を置く。

9) この言葉の意味については、石井米雄の教示を得た。

10) 現在、ドンデーン村に調査のため滞在している林行夫との通信によれば、*sumdiaokan* と *phii-nqngkan* には、含意にニュアンスの違いが感ぜられるという。

村人が sum という言葉を使用する時に、筆者がそこに多少内輪意識のあることを感ずるのも、村人のそうした言葉の使い分けによるのかもしれない。

しかし、sum のカテゴリーには、基本的に明確な境界はない。それは広義にも使用される。擬制的には、村人全体が sumdiaokan の間柄にあるともいわれ、仏教の四海同朋の意味にも用いられ、あらゆる人は sumdiaokan の関係にあるともいわれる。また、誰と誰が sumdiaokan の関係にあるかは、単に系譜の問題ではない。夫婦、親子、きょうだいの近親を中心に、住居の近接性、共通な利害関係やその他の関係による親密性によって、遠い親族も近親のカテゴリーに含められる。Sum の外延は双系親族の親類の概念の場合と同じく、本質的には開かれているように考えられる。

水野が屋敷地共住集団内の相互扶助の規範として挙げた「共働共食」は、より詳しくいえば「共働共食共用 (het nam kan, kin nam kan, sai nam kan)」といわれ、これは上記のような近親 (sum) の間で期待される価値規範であって、屋敷地共住集団を構成する親・娘の世帯の間にのみ期待される規範ではない。同じ規範は内容を薄められて、広義の sum の関係者にも適用される。

上記の世帯 (khopp hien) と近い親族 (sum) 以外に、家族という概念は、ドンデーン村にはない。このような状況は世帯、家族、親族を土着の概念で整理しようとする研究者を戸惑わせるものである。事実、水野は、初期の論文において、近親のうちで世帯を異にする45家族が生産面の共同関係を軸にして、19の親族集団を構成しているが、それを「家族の特殊形態としての親族集団」と規定している [1965: 26]。この親族集団が、水野によって、のちに屋敷地共住集団と呼ばれるものであるが、しかし、また同時にその親族集団を、

生産、消費、住居を共同にする同じ構成内容を持つ「拡大家族」と同じ類型として扱うべきかどうかについて、明確さを欠くような記述がみられる [同所]。家族という土着の明白な概念がないとしても、上記に述べた sum の広狭二義のうち狭義のものは、坪内・前田のいう家族圏 [1977] に当たるといえる。双系制親族の一つの特徴は世帯と親族の概念は明白にあっても、家族、近親概念の外延ははなはだ不鮮明である点にあるともいえる。

水野の屋敷地共住集団は、独立した世帯に住む近親たちのうちで、生産の共同を行なっている目立った2世帯以上の結合、すなわち、親と娘の世帯に焦点を当てたものである。この場合、同じような共同結合関係にある親・息子の世帯間、おば・めいの世帯間の関係などは、周辺的なものとして捨象される。しかし、村人の観点からすれば、親・娘、親・息子、おば・めいの共同結合は、sum で期待される規範に沿った結合であって、異質なものではない。

分析概念の論理のみを中心にして分析を進めると、土着の固有な組織構造の周辺部分は捨象されやすい。しかし、それはともすれば土着の固有性の理解の深化を妨げることにもなる。望ましい分析概念は現実の複雑な生活の流れに鋭く切り込んで、土着の固有な組織構造の論理を、一般的なレベルでよりの確に理解させるものであろう。水野は、親・娘世帯の共同結合の特徴を家族周期と組み合わせることによって説明する。これも一つの洞察であることは否定できない。しかし、土着の固有な組織構造の性質の理解が目標であれば、近親 (sum) の間で期待される規範を、親・娘世帯の共同結合、すなわち、屋敷地共住集団のみに限って、特徴を浮彫りにすれば、親・息子、おば・めい、きょうだい間のそれぞれの世帯の共同結合は、どのような意味づけにより、どのような状況において生ず

るのが判然としなくなる。

Sum の社会的範疇の性質を, 上記のように理解すれば, それが個人の重要な通過儀礼である得度式や冠婚葬祭, 寺院での喜捨行事での親族共同の範囲を示す範疇であり, しかも実際の共同に参加する者には, 近親や遠い親族や血のつながりのない村人も含まれることは, 容易に理解される。

水野がドンデーン村の双系親族が妻＝母方的要素の濃厚なものであるというのは, 妻方居住制の故に, 妻＝母方親族の住居の近接性とその親族間の親密性によるものである。しかし, この事実は, 妻方を夫方より優先させる考え方が存在するというのではない。他村からやってきた夫が妻方の親族に対して控え目に行動するということは, 結婚後の初期を除いてはみられず, また近親が集まって, 亡くなった父母に功德を施すためのカチン儀礼(bun kathin)は, 父方母方の双方の先祖に対して行われている。

III-2 (屋敷地共住と共同耕作) 水野が屋敷地共住集団として抽出したものは, 近親の間で共同する頻度のもっとも高い世帯, すなわれ, 親と娘の世帯間の共同結合関係である。それらの世帯は必ずしも, 屋敷地に共住する

世帯でないことは, 水野の資料も示している通りである。厳密に言えば, 水野の問題にしているのは近接居住の近親間の共同結合関係である。が, この近親間の共同の内容も実に多様である。たとえば, 経済生活における主な共同の内容を挙げると, それは水田の共同耕作, 農地の管理を全面的に任す農地の委託管理, 収穫米の分与, 世帯を別にしての共食, 米の無料供与, 刈分け小作, 農地の無料貸与, 宅地の無料貸与, 生活費の援助, 米倉の部分借用, 家畜の世話, 畜舎の無料借用などである。これらのうち, 共同耕作, 農地の委託管理がかなり重要なものであると考えられるが, この両者と屋敷地共住世帯の関係をみてみよう。

表2は, 1981年のドンデーン村における同一の屋敷地に共住している世帯間の関係とその事例数, ならびにその世帯で水田の共同耕作と農地の委託管理を行なっている事例数と, 屋敷地に共住していない世帯間で, 共同耕作と農地の委託管理を行なっている世帯間の関係と事例数を表にしたものである。

表に示されている通り, 屋敷地共住世帯の関係はかなり変異に富み, 親と娘の世帯にのみ特徴的にみられるものではない。屋敷地共住は, 親と息子, きょうだい, おば・おい・め

表2 屋敷地共住世帯と共同耕作, 農地の委託管理

(D.D. 1981)

屋敷地共住世帯の事例		屋敷地共住世帯間の共同耕作と 農地委託管理の事例			屋敷地非共住世帯間の共同耕作と 農地委託管理の事例		
世帯間の関係	事例数	世帯間の関係	共同耕作	農地委託管理	世帯間の関係	共同耕作	農地委託管理
親 + 娘	2	親 + 娘	1	1	親 + 娘	13	2
親 + 息子	2				親+娘+娘	1	1
姉 + 妹	2				親 + 息子	1	1
姉 + 弟	2				姉 + 妹	2	
おば+おい+めい	1	おば+おい+めい	1		姉 + 弟	1	
いとこ+いとこ	1				おば+めい	1	1
計	10	計	2	1	計	19	5
		総 計	3		総 計	24	

い、いそこなどの近親の世帯間にもみられ、同じ屋敷地に共住することは近親間の互助の1形態であると考えられる。しかも、屋敷地共住世帯の間の共同耕作と委託管理の事例数は非常に少ない。むしろ、重要な生産上の共同は、同一屋敷地に共住しない近親の間で行われている。共同している世帯間の関係が、もっとも多いのは親と娘の世帯であるが、その他の共同関係の事例も全体の30%近くになる。

重要なことは、屋敷地ではなく、近くに居住する近親間の互助関係としての共同耕作である。この共同耕作も、親・娘の世帯間のみに特徴的に現われるのではなく、上記のように他の近親の間にもみられるものである。共同耕作には、近親間で持てる者が持たざる者を助けるという意味が基本的にみられる。この関係は、親と経済的に自立していない既婚の子供の間、特に親・娘の間で、目立ってみられるが、それは、親と娘の間に限られる関係ではない。したがって、「共働共食共用」の規範を親・娘の世帯間に限って、屋敷地共住集団として捉えたと、かえって村の社会体系の基本構造の性質を誤って理解することになる。

III-3 (妻方居住制と相続の形態) しかし、共同耕作には親・娘の世帯間の共同が特に目立っている。このことは妻方居住制と相続のあり方に関連している。ドンデーン村では、伝統的に妻方居住制が一般的である。水野の調査時の1964年には、表3の示すごとく、妻の出身地は圧倒的に村(muubaan)内に限られ、ごくわずかの者が行政区(tambon)内の他村と郡(amphoe)内他村の出身であり、他郡・他県(changwat)の出身者はいない。これに対し、男性のほぼ半数は村外の出身である。この傾向は、表4のごとく、1981年の時点においても変わらないが、他郡・他県の出身女性が多少増加している。これは、主に出嫁ぎや徴兵によって他出した男性が妻を連れ帰ったことによる。

一般的にいて、現在でも娘は親元に留まり、息子は他出するという考え方は強い。世帯主に対する「親が老いれば、どの子とともに住むのが望ましいと思いますか」という問いへの反応は、表5の示すように、半数以上の54.6%が末娘との共住を希望し、末娘をも含めて、はっきりと娘との共住を望む世帯主の比率は68.2%、息子との共住を望むものはわずか6.8%である。この傾向をみれば、水

表3 世帯主夫妻の出生地

(D.D. 1964)

妻 夫		ドンハン区内		郡 内		県内 他郡	マハーサ ラカム県	他県	計
		ドンデ ーン村	他村	タープ ラ区	他区				
ドンハン 区 内	ドンデーン村	60	7	—	1	—	—	—	68
	他 村	22	1	—	—	—	—	—	23
郡 内	タープラ区	16	—	—	—	—	—	—	16
	他 区	2	—	—	—	—	—	—	2
県 内 他 郡		—	—	—	—	—	—	—	—
マハーサラカム県		8	—	—	1	—	—	—	9
他 県		5	—	—	—	—	—	—	5
計		113	8	—	2	—	—	—	123

出典：水野 [1981: 87]

表4 世帯主夫妻の出生地

(D.D. 1981)

夫	妻	ドンハン区内				郡内		県内 他郡	マハーサ ラカム県	他県	計
		ドンデ ーン村	ドンハ ン村	ドンノ イ村	他村	タープ ラ区	他区				
ドンハ ン区内	ドンデーン村	52	—	6	1	1	1	3	1	4	69
	ドンハン村	10	—	—	—	—	—	—	—	—	10
	ドンノイ村	14	—	2	—	—	—	—	—	—	16
	他村	8	—	—	—	—	—	1	1	—	10
郡内	タープ ラ区	15	—	—	—	—	—	—	1	—	16
	他区	6	—	—	—	—	—	—	—	—	6
県内他郡		5	—	—	—	—	—	—	—	—	5
マハーサ ラカム県		9	—	—	—	—	—	—	—	—	9
他県		6	—	—	—	—	—	—	—	1	7
計		125	—	8	1	1	1	4	3	5	148

注：世帯主のうち、6人の男やもめ、17人の未亡人、5人の離婚者（男1，女4）はこの表に含めていない。

野の妻方居住制、娘・末娘相続の定式化には全く問題はないように思える。問題になるのは、この定式化によって他の重要な要素が捨象され、現実の固有な性質の理解の深化が妨げられる点にある。事実、男性の村内婚も多く、また老後に息子とともに住みたいと思う親もあり、老後の親の世話をする者であれば、子供の性を問わないとする親も皆無ではない。この辺の事情は、単に近年の変化によるというのではなく、親の子供に対する基本的な考え方に関連しているように思われる。相続についても同様のことがいえる。

水野の意見調査では、主要な財産としての水田を娘に多く相続させるのと、息子と娘に均等分に相続させるという意見とでは、前述の通り、後者の意見を持つ村人の方がやや多い。水野はこの事実は社会経済条件の変化によるものであることを示唆し、6事例の分析から、結局、主な相続者は娘であり、息子が相続するのは特殊な場合のみであるとする[1981: 95-96, 99]。

1981年の調査結果も、水野の場合とあまり

変りはない。村内で面接された世帯主夫婦全員のうち、きょうだい関係にあるものを1事例と計算すると、集められた相続の事例総数は227である。このうち村外生まれの103人の事例を除くと、村内生まれの者の事例は124

表5 「親が老いれば、どの子と住むのが望ましいと思いますか」

(D.D. 1981)

	回答者数(%)
1. 長女	16 (9.1)
2. 末娘	96 (54.6)
3. 長男	3 (1.7)
4. 末男	7 (4.0)
5. 末子	4 (2.3)
6. 老親の世話をする子供	7 (4.0)
7. ひとりっ子	3 (1.7)
8. 娘	8 (4.5)
9. 息子	2 (1.1)
10. どの子とも住まずに僧になりたい	2 (1.1)
11. 状況による	25 (14.2)
12. D.K.	3 (1.7)
計	176 (100.0)

表6 相続の実態

(D.D. 1981)

相続の形態		事例数	%
息子・娘とも相続した事例	息子・娘均等分	10	13.9
	娘がより多く相続した例	1	1.4
	老親の世話をする娘がより多く相続した例	23	31.8
	一部の娘がより多く相続した例	1	1.4
	子供によって相続量が異なる例	2	2.8
	財を子供で共同所有している例	1	1.4
娘のみ相続した事例	均等分	6	8.3
	老親の世話をする娘のみが相続した例	20	27.8
	老親の世話をする娘が他の娘より多く相続した例	1	1.4
	子供によって相続量が異なる例	4	5.6
息子のみ相続した事例	老親の世話をする息子ののみが相続した例	2	2.8
	老親の世話をする息子が他の息子より多く相続した例	1	1.4
計		72	100.0

かし、息子・娘ともに均等分の相続を受けた事例は10 (13.9%) と非常に少なく、息子があるにもかかわらず、娘がより多く相続した事例と娘のみが相続した事例数は56 (77.8%) と圧倒的に多い。

しかし、意見調査では、表7のごとく、その内容はかなり多様であるが、息子・娘間の均分相続をよしとする考え方は68.1%, 娘中心相続に傾く考え方は13.7%, 親の世話をする者に相続させるというのは6.2%, 息子相続は0.6%であり、両性の子供に均等分に農地を相続させるという意見が圧倒的に多い。以上のように、相続の実態としては、息子・娘間の均分相続事例が非常に少なく、娘中心相続の

である。さらにこのうち、ひとりっ子の事例 (2), 同性のきょうだいのみの事例 (9), 金品のみの相続事例 (3), 相続なしの事例 (1), 未相続事例 (29), 相続内容不明の事例 (8) の52事例を除いた, 異性のきょうだいを持った者の場合の農地の相続72事例の内容を表示すると, 表6のようになる。この事例はいずれも, 相続を受ける立場にあった者に異性のきょうだいがいる場合である。

表6にみられるように, 息子・娘ともに相続を受けた事例数は38 (52.7%), 娘のみが相続を受けた事例は31 (43.1%), 息子のみ相続を受けた事例は3 (4.2%) である。し

表7 農地相続のもっとも望ましい方法 (D.D. 1981)

	No.	(%)
1. 子供たちと親の間で均等分する	100	(56.7)
2. 親の面倒をみる子に農地を与える	11	(6.2)
3. 子供たちの間で均等分する	10	(5.7)
4. 娘たちと親の間で均等分する	7	(4.0)
5. 娘たちの間で均等分する	7	(4.0)
6. 息子よりは娘に多く与える	7	(4.0)
7. 原則として子供たちの間で均等分するが, 困っている子供には多く与える	7	(4.0)
8. すべての農地をひとりの子供に与える	4	(2.3)
9. 原則として娘たちに与えるが, 困っている息子がおれば息子にも与える	3	(1.7)
10. 原則として子供たちの間で均等分するが, 親の世話をする娘には多く与える	3	(1.7)
11. 相続に関しては, あとに残った家族に任せる	2	(1.1)
12. 何らかの方法で子供たちに分与する	1	(0.6)
13. 息子たちの間で均等分する	1	(0.6)
14. 親の世話をする末子に与える	1	(0.6)
15. D.K.	12	(6.8)
計	176	(100.0)

事例が圧倒的に多いのに、意見調査では、息子・娘の間での均分相続が非常に強く望まれている。特に、われわれの意見調査では、水野の調査と比べれば、均分相続の意見が多少強くなっている。この点については、どのように解釈すればよいのであろうか。

農地は娘にのみ、または娘により多く相続させるという慣行が伝統的に強いのは、息子は婚入先で妻の親から農地の相続を受けることができるという相続慣行を前提にしている。村人は、娘に多くの農地を与えると、婿の候補者が多いという。男女ともに農地を均等分するという考え方は、部分的には、農地の開拓の余地がなくなり、息子が婚入先の妻方からの農地相続があまり期待できなくなったことを反映しているように思われる。しかし、このことについては、娘中心相続という考え方が経済条件の変化によって息子・娘均分相続の考えへと変化したとのみいえない点がある。

聴取り調査によると、親の子供に対する態度は本来平等主義的である。しかも、性別を問わず、困っている子が自立できるようにするために親は援助するのが望ましいという姿勢が親の方にある。親が生前、子に農地を与える場合には、原則として援助を必要とする子に農地を与える。これは貸与ではなく、譲渡である。この際、親は他の子にも、農地を均等分することを考え、または他の子にも相当のものを与えることを口約束する。したがって、妻方居住制、娘中心相続が一般的である間は、相続は娘を中心に行われることになり、息子は婚入先で農地を得る可能性があれば、農地を実の親からももらわないことになる。しかしまた、息子に農地がなくて困っている時には、息子にも農地は分割譲渡されるのが望ましいという考え方が強く存在する。このような子供に対する親の基本的に平等主義の姿勢があるために、意見調査では、両性

均分相続が強く望まれることになる。

さらに相続について特徴的にみられるのは、親子の間といえども、子供の独立性が比較的強く、親は老後を世話してくれる子にはより多くの財を与えることによって、子の奉仕に応えなければならない。あるいは、逆にそのように親の世話をしてくれそうな子に多く与えるということを前提にして、子の奉仕を親は期待できるという面もある。つまり、末娘といえども、親は全くの報酬を用意せずに老後の世話を末娘に期待できない面がみられる。水野の表現を借用すれば、子は「比較的自由」で、「相対的独立性」を保っていて、家族の成員を律する明確な「役割規範」がなく、親子の間でも、「損得相互依存の感覚、相互に相手を思う気持ちを価値ありとする間柄の論理」がみられる。

表7にみられるように、子供の間で農地を均等分するという場合でも、親の取り分も含めて、農地は親と子供の間で均分される。この親の取り分を残す方法は、かなり古くから行われているようである。それは、bia phao phii または bia phao phii khəŋŋ phəŋ mee とイサーン語で呼ばれ、文字通りには「両親の霊 phii を供養するお金もしくは費用」という意味であるが、両親の財産を意味する言葉である。最近では、30歳代、40歳代の村人でも、この言葉を知らない人がいる。¹¹⁾

親は、生前には困っている子には農地を譲渡するが、その際、他の子にも均等分に与える口約束をし、口約束した農地の一部ないしはすべてを、状況によって、子供に無料貸与または委託管理させる。親が老いて、自らの取り分を管理できなくなると、親の世話をよくする子（末娘とは限らぬ）に管理させる。¹²⁾ 農地の完全譲渡は原則として、両親の

11) これは、林行夫の現地からの通信によって得た資料である。

没後に行われる。

両親の没後に、親の農地の相続に関して重要なことは、原則として子供きょうだいが集まって、親の供養のためのタンブン儀礼について話し合うことである。子供に、この供養を行う費用（この額は定まっていない）を捻出する力がなければ、親の財産は売却され、まず供養の費用に用いられる。子供きょうだいが、親の供養のための費用を分け合って出した場合は、きょう出された金額に応じ、話し合いによって、親の財は分割される。親の財産をひとりの子供が相続する場合には、親の供養のための費用は、その子供が負担しなければならない。しかし、一般には、親の老後の世話をする者が、自分の取り分のほかに親の取り分、つまり、農地と家屋敷を相続するという考え方が強い。

問題点を整理しておこう。妻方居住制と娘中心相続は、一見親と娘の関係が息子との関係より重視されている考え方を反映しているようにみえるが、必ずしもそうではない。親の子供に対する態度は、性別に関係なく基本的に平等主義的である。したがって、相続形態の意見としては、性別を問わない均等分相続がかなり強く望まれる。しかし、妻方居住制、娘中心相続が一般的で、息子が婚入先で農地を得られる間は、娘を中心に行われる相

続が実際に目立つことになる。農地は性別を問わず、まず困窮している子に与えられるべきものであるからである。このため、親から順次独立していく子のうちで、経済的に自立困難な者に、親の援助はまず与えられる。水野のいう屋敷地共住集団が形成されるのも、この段階である。

しかし、どの子にどの程度の親の援助が与えられるかは、子の親への奉仕の度合いや親の個人的満足の度合いによって、かなり親の恣意に依存する面がある。両者の利害関係が一致すれば、親子の結合関係もかなり強くなるが、それは、水野のいうような強い共同規範や共同感情によるというのではなく、相互の利害計算のバランスによる面が強い。

III-4（相続の事例） 相続に関する上記の原則を、具体的な事例のうちにみてみよう。図7は、村内居住4人姉妹の世帯の、先代からの相続と次代への財の部分譲渡を示した1事例である。村外に他出している兄弟はそれぞれ水田 5 rai¹³⁾ を相続、長女は水田 8 rai と菜園 3 rai、次女は水田 10 rai、三女は水田 14 rai、畑 2 rai、菜園 0.5 rai、水牛1頭、四女は水田 15 rai、畑 2 rai、菜園 0.5 rai、水牛1頭と家屋と屋敷地を相続している。この場合、男子の相続面積は少なく、女子は多く、娘の間では妹の方の相続の量が多く、末娘が一番多く相続している。

長女である世帯番号27-33の女世帯主には、亡夫が相続した 4 rai の水田を合わせて 12 rai の水田、購入した 1 rai の畑と相続された 3 rai の菜園がある。4人の息子を持ち、長男（150-157）は結婚して独立の世帯を持ち、小学校の用務員をしている。次男は村外に他出している。この4人の息子に、母親はおのおの水田 2 rai を分割すると口約束し、2 rai の水田は長男に耕作させ、他は自分と

13) 1 rai は 0.16 ha に当たる。

12) 結婚した夫婦が妻方の親と同居してのち、独立の家屋に住むことは、*qok hien*（家を出る）といわれる。その後、経済的に自立できない場合に、その夫婦は妻方の親と共同耕作を行うが、やがてその夫婦は親の農地の一部を、将来はその土地を与えるという親の約束のもとに、任され、あるいは無料で貸与され、分割譲渡される。これらのことは *qok naa*（文字通りには水田が出ていくの意）と呼ばれている。この *qok naa* の性質が、委託管理であったり、無料貸与であったり、実質的な分割譲渡であったりして、あいまいであることが多い。このため、*qok naa* の段階の親と娘夫婦の関係や農地の貸借関係を捉えることは、簡単ではない。われわれが、この事実気づいたのも調査のあとであった。

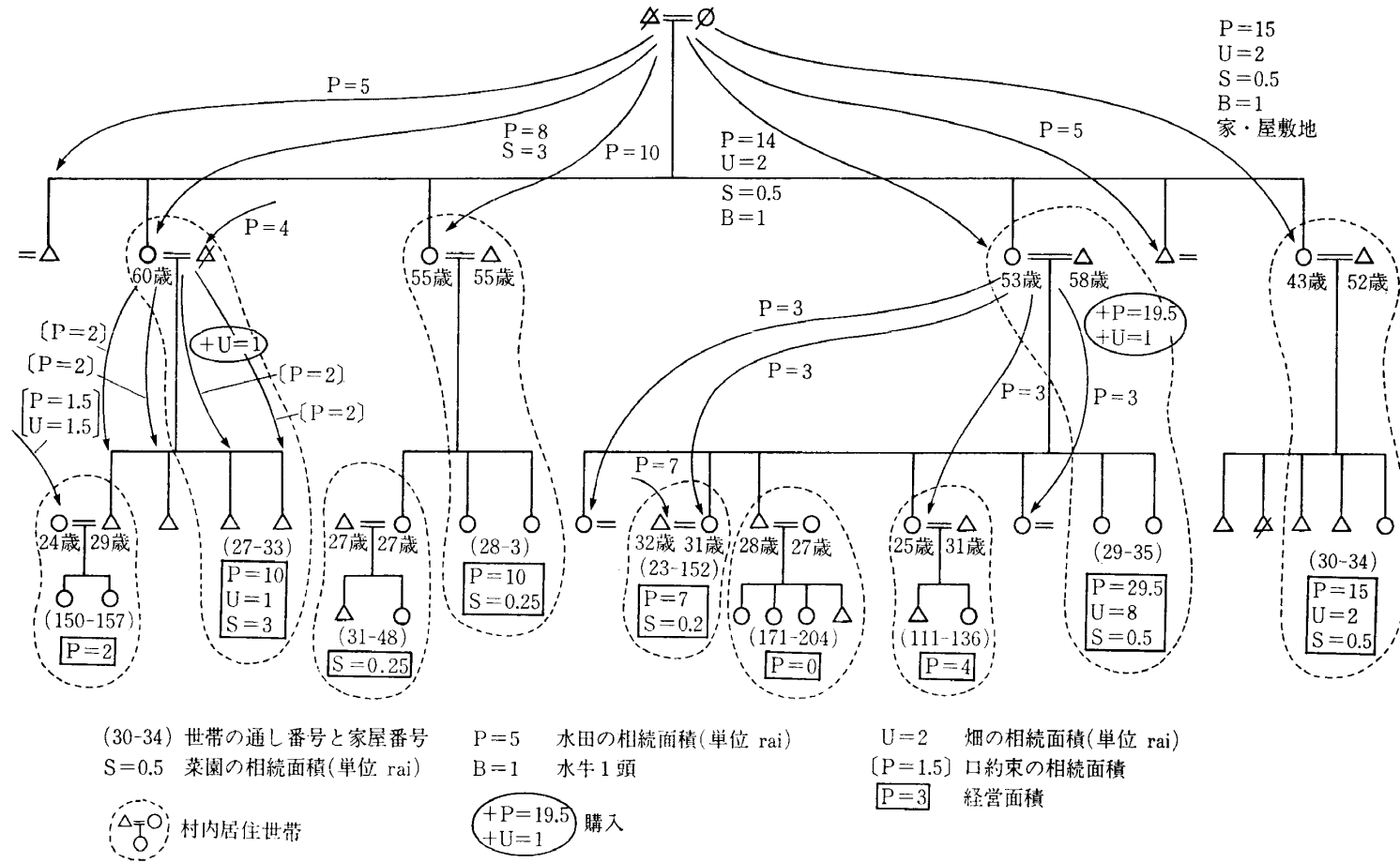


図7 相 続 の 事 例

同居している独身の三・四男とともに耕作している。口約束でもよいから分割しておかないと、あとで兄弟げんかになると村人はいう。しかし、口約束分以外に、まだ親の取り分に当たる水田 4 rai, 畑 1 rai, 菜園 3 rai は、どのように分割するかは決められていない。

世帯番号28-3では、3人の娘がおり、母方から相続された 10 rai の水田と 0.25 rai の菜園を所有している。長女は結婚して、すでに独立しているが、わずか 0.25 rai の菜園を持つのみであり、この娘世帯は親と共同耕作をしている。未だ農地は分与されていない。

世帯番号29-35の世帯主の妻は、親から 14 rai の水田を相続し、夫とともに 19.5 rai の水田を購入し、計 33.5 rai の水田を所有している。1男6女の子持ちで、そのうちの1男4女は結婚して独立の世帯を持っている。この独立した4人の娘には、各 3 rai の水田がすでに所有権証書¹⁴⁾の名義変更により分割譲渡されているが、実際には手渡されていない。長女は離村し、次女(世帯番号23-152)は夫が水田 7 rai を相続し、他にも大工仕事があるが、親と共同耕作をしている。長男(世帯番号171-204)は親の水田 4 rai を耕作し、他に収入もないので、親の水田も共同耕作している。

これらの事例にみられるように、農地の分割相続は決して単純なものではなく、親は一応、子供に対しては平等に対する姿勢を保つが、実際にどの子にどの程度の農地を与えるかについては、親の計算や恣意によるところがかなりある。長子から農地は順次分与されるというのではなく、困っている子供には何

らかの形で援助するという親の態度が一方にあるが、同時に他方では、親に仕えれば報われるという親に対する期待を子に持たせるようなところもある。

子供は結婚して経済的に独立可能であれば、親の農事の忙しい時(田植え、稲刈り)に手伝う程度で、親の世話を積極的に行わない。結婚は、子供が婚後たとえ親と同居していても、親から独立する契機となり、同居は厳密な意味での同財を意味しない。¹⁵⁾ 親の世話をする者に特に多くのものを与えねばならないこと自体、子供の相対的な独立性の強さを前提にしてのことであり、財の処分権が最後まで原則として子に与えられないのも、そのためである。しかし、「共働共食共用」の互助の価値規範が空文化して内面化されていないというのではない。互助の規範はあっても、近親間の共同の関係には、計算に基づく損得相互依存関係がかなり強くあることが読み取られるということである。

実際の互助関係は、近親のうちの持てる者が持たざる者を助けるという形で行われる。それは親から子供へ、子供から老親への助力にみられ、また兄姉から弟妹への助力にみられる。たとえば、世帯番号141-113の世帯主(55歳)は、4人の弟を持っている。彼は親の死後、親から 11 rai の水田を相続し、それを売却して、家畜の仲買で利益を上げ、自分の農地を新たに購入し、次男の弟には 8 rai の水田を与え、さらに9年前 24,000 Baht で 9.5 rai の水田を売り渡している。その金額のうち、4,000 Baht を亡くなった両親への供養に使い、三男と四男の弟におのおの 10,000 Baht を与えている。そして、五男の弟には 15,000 Baht を与えている。

14) 土地の完全な法的所有権を得るには、知事と県の土地局の名のもとに交付される土地所有証書チャノードを必要とする。住居の屋敷地に関しては、1964年の水野の調査時にはチャノードは交付されていた[1981:76-77]が、農地に関しては1978年から航空写真による実測図によって、チャノードは交付されている。

15) 親の世帯と同居している既婚の子供夫婦は、たとえ親と同居し、同一の世帯(khopp hien)の成員であっても、財布を別にし、可能な場合には、部屋の鍵も別にするようなところもある。

彼自身は現在村長で、水田 27.5 rai, 畑 7.75 rai, 菜園 0.25 rai を所有している。次男の弟は現在村で一番立派な家屋の所有者である。

IV お わ り に

IV-1 (屋敷地共住集団と sum) 上述のように、水野が屋敷地共住集団として捉えた親・娘世帯の共同結合関係は、それ自身が他の近親 (sum) の共同関係とは異質の独立したものではない。近親間の互助関係のもっとも目立った共同関係であって、そのような共同関係は、近親の間では、持てる者と持たざる者の間で、濃淡さまざまな形でみられるものである。

近親間の共同の価値規範「共働共食共用」は、基本的にはかなり拡散的 (diffusive) であり、誰が誰に対して何をしなければならないという、明白に義務を規定したものではない。支配的な規範は夫婦、親子、きょうだいを中心にした近親というネットワークの範囲内の保護者と被保護者の二者間にみられる互酬性であり、その継続性は当事者間の共通な利害関心に依存しているように思われる。タテの関係として、二者関係は保護と奉仕という形態を取り、保護者と奉仕者の間には、かなり任意的、選択的な要素がある。ドンデー村のように、世帯の平均水田経営面積は 17.41 rai (2.79 ha) もあって、一見恵まれているようにみえるが、水利条件が悪く、収量が極度に低く、全国でも最低のレベルであるところでは、保護を受ける者はある程度自発的に保護者と関係を結ぶことを強いられるような状況が強いように思われる。近親間の互助の関係が中部タイと比べれば、かなり強くみられるのは、上記のような生活環境と関連しているようにも思われる。

IV-2 (村の垂直構造) 村の垂直構造(社会

階層)は家族周期と構造的に関連していると水野は主張する。この点についての詳論は他の機会に譲るが、長幼の序が一般的な秩序原理である親族組織 (II-7 参照) においては、家族周期の後半にある家族(年長者)が家族周期の前半にある家族(若年者)より上層にランクされるのは当然のここのように思われる [1981: 133-136]。また、水野が家族周期の前半にある家族と後半にある家族を比較して、両者の階層を一般化する時、前半の家族は同じレベルに置かれている。これは、水野のドンデー村の家族周期に関する考え方と矛盾する。親の老後の世話をする末娘は、他の娘より多くの農地、つまり自分の取り分のほかに、親の取り分をも相続する。とすれば、この末娘は、他の娘より経済的に恵まれた地位にある。この末娘の家族は、他の娘の家族と全く同じレベルに置いて考えられるのであろうか。

さらに水野は、同じ親族関係者の階層を分析しているが [同上書: 136]、問題は同一親族の中での上下のランクではなくて、異なった近親関係者の間の階層的な格差の有無ではないかと思われる。村の有力者たちは、村の有力な親族関係者の長老でもある。屋敷地共住集団と家族周期からのみでは、村の垂直構造の性質は十分に説明することはできないように思われる。

IV-3 (タイの原組織と sum) 水野はタイの原組織の特徴を、(1)二者関係の累積体、(2)中心となるパトロンの存在、(3)上位者を支える宗教的、道徳的世界観、(4)情緒的紐帯、(5)間柄の論理、(6)個人の相対的独立性として捉えている [1975: 80-82]。このような特徴を持つタイの原組織を「親元組織」と名づけているが、このような組織原理も、上述の近親 (sum) 間の共同組織の構成原理とは合致するが、屋敷地共住集団とは軌を一にしないよう

に思われる。

引用文献

- Fukui, H.; Kaida, Y.; and Kuchiba, M., eds. 1983. *A Rice-Growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in North-east Thailand*. Conducted under the Direction of Yoneo Ishii, An Interim Report. Kyoto: The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.
- 北原 淳. 1981. 「タイ農村の社会構造をめぐって——水野浩一著『タイ農村の社会組織』(創文社1981年347ページ)を中心として——」『アジア経済』22 (10): 91-101.
- 口羽益生; 前田成文. 1980. 「屋敷地共住集団と家族圏」『東南アジア研究』18 (2): 186-205.
- 水野浩一. 1965. 「農地所有と家族の諸形態」『東南アジア研究』3 (2): 7-35.
- Mizuno, Koichi. 1968. Multihousehold Compounds in Northeast Thailand. *Asian Survey* 8: 842-852.
- 水野浩一. 1969. 「東北タイの村落組織」『東南アジア研究』6(4): 694-710.
- Mizuno, Koichi. 1971. *Social System of Don Daeng Village: A Community Study in Northeast Thailand*. CSEAS Discussion Paper Nos. 12-22. The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.
- 水野浩一. 1975. 「稲作農村の社会組織」『タイ国——ひとつの稲作社会——』石井米雄(編), 46-82ページ所収. 創文社.
- . 1981. 『タイ農村の社会組織』東京: 創文社.
- Sakuta, Keiichi. 1978. Social Aspects of Endogenous Intellectual Activity: Principles of Group Formation in Japan. Paper presented at Asian Symposium on Intellectual Creativity in Endogenous Culture, jointly sponsored by the United Nations University and Kyoto University, 13-17 November, 1978, Kyoto, Japan.
- Tambiah, S. J. 1970. *Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 坪内良博. 1980. 「タイ農村研究への視角——故水野浩一教授の業績をめぐって——」『東南アジア研究』18 (2): 175-185.
- 坪内良博; 前田成文. 1977. 『核家族再考——マレー人の家族圏——』東京: 弘文堂.